

シンガポール日本軍政の実像を追って

ほら
原 不二夫

はじめに

- I 華僑肅清事件
 - II 華僑協会
 - III 支配者の認識と被支配者の認識
 - IV 戦争裁判
- むすび

はじめに

最近、日本軍占領下のシンガポール（陥落2日後の1942年2月17日、「昭南」と改称された）に関する回想録が相ついでに刊行された。まずその書名を掲げる。

- ① 中島正人『謀殺の航跡——シンガポール華僑虐殺事件——』講談社 1985年
- ② 小林正弘『シンガポールの日本軍』汐文社 1986年
- ③ 許雲樵・蔡史君編 田中宏・福永平和訳『日本軍占領下のシンガポール』青木書店 1986年
- ④ 桜本富雄『[大本営発表] シンガポールは陥落せり』青木書店 1986年
- ⑤ シンガポール市政会編『昭南特別市史——戦時下のシンガポール——』日本シンガポール協会 1986年

①は現地での聴き取りその他をまとめたもの、②は1981年から3年間シンガポール日本人学校で教鞭をとった著者が、任地で知り得たことがらをまとめ、あわせて日本の教科書のあり方などを批判したもの、④は戦時中の作家、詩人、新聞人の手放しのマラヤ支配礼讃と、戦後明らかになった支配の現実とを対比させたもの（著者による「知識人の戦争責任」追及の一環をなす）、⑤は当時の「昭南」市政担当者の回想記で、5書中唯一の日本側当事者の記録である。他方③は、1984年にシンガポールで刊行されたC6（末尾参考文献参照、以下A～Eも同様）のうち、第4章「日本軍統治下のシンガポール・

マラヤ（二）、各州施政の実情」の第1節「シンガポール」を訳出したもので、原著華語部分1032ページの73ページ分にあたるにすぎない。全体の訳出が待たれるが、ことシンガポールの施政に関する限り、③の訳書だけでもきわめて貴重な記録になっており、読者は他の4書にない、生々しさに圧倒されるにちがいない。

これらの本が一様に日本占領期最大の汚点、悪政として取り上げているのが、占領直後に行なわれた華僑肅清（肅正、検問、検証と呼ぶ場合もある。以下では一般的には「肅清」とし、住民を狩り集めて行なった“振り分け”を「検証」とする）事件である。日本では、華僑肅清については敗戦直後から当時の関係者が折に触れて論及していたが、今回ほど詳細な記録が一時に発表されたのは初めてである。

文部省検定による歴史教科書書き直し問題で、中国、韓国からの抗議は大々的に報じられたが、東南アジア各国からの抗議はさほど注目されなかった。しかも、東南アジア人民が太平洋戦争中日本軍の圧政に苦しんだという事実そのものさえ、教科書にはなかなか取り上げられない。このような状況は日本の東南アジア理解に決してよい影響を与えず、今後の日本・東南アジア関係をゆがめ、損うものではないか、とのかなり幅広い共通の認識が、識者の間に生まれてきた結果のように思われる。

これらの記録から、昭南島時代のシンガポールの実像がかなり鮮明に浮き上がる。しかし、過去の完全な復原は不可能であり、未解明の部分も残っているし、また誤解や恣意的な捏造も目につく。以下、上記の5書を素材として、「昭南」で何が起きたか、それはどんな意味があり、どう解釈されたか、を追ってみたい。筆者の乏しい能力と限られた資料とでは自から大きな制約があり、また多大の時間と努力の賜たる諸労作を論評することは僭越のそしりを免れないとの恐れが常に脳裡を離れないが、少なくとも歴史の再整理にはいくばくかの貢献をなし得るのではないかと、あえて拙い筆を執ることにした。

I 華僑肅清事件

1. 華僑義勇軍

1941年12月8日マレー半島東海岸北部に上陸した日本軍は、わずか2カ月余り後の42年2月15日にはシンガポールを占領した。占領地では凄惨な「肅清」が行なわれ、多数の華僑が殺害されたが、その最大の被災地がシンガポールだった。華僑が肅清の対象とされた理由として、(1)中国の抗日運動支援でマラヤ、シンガポールの華僑が中心的な役割を果たした、(2)華僑義勇軍が日本軍の進攻に頑強に抵抗した、(3)中国大陸で中国人の抵抗に手を焼いていた日本軍が、中国系住民への憎しみを募らせていた、(4)主力をインドネシアに進めるため、既占領地での反抗の芽をことごとく摘み取る必要があった、などの説が一様にあげられている。ところが、シンガポールで浮足立ったイギリス軍をよそに貧弱な武器で最後まで闘い、肅清の直接の契機とされた華僑義勇軍（義勇軍が戦闘に加わったのはシンガポール防衛戦のみであるが、後述のように日本軍はシンガポール進攻のかなり以前に華僑大量肅清を決めていた。したがって実際には、義勇軍云々は単なる口実にすぎなかった）については、今日でも多くの混乱が見受けられる。

華僑の、あるいは華僑を主体とする軍事組織には、次の六つがあった。

(i) 海峡植民地義勇軍華僑中隊 (Chinese Company of the Straits Settlements Volunteer Force): 華語文献では「華人義勇軍」と記される場合が多い。1901年設立。海峡華僑英国協会 (Straits Chinese British Association, 1900年結成) がイギリスの承認の下に設立。中隊長葉平玉 (Yap Pheng Geck) 大尉。戦闘には直接は加わらず、市内警備にあたった。シンガポール陥落後解散。

(ii) 星洲 (シンガポール) 華僑義勇軍 (ダルフォース = Dalforce): 1942年1月中旬結成。司令官ダリー (J. D. Dalley) 大佐。副司令官胡鉄君少佐 (『星洲日報』編集主任)。約3000人。1942年2月13日解散。

(iii) マラヤ人民抗日軍: 終戦時には8独立隊1万人。第1独立隊は、第101特別訓練学校で短期訓練を受けたマラヤ共産党員を中心に1942年1月結成。マラヤ共産党 (以下、マ共と略す) 指揮下。

(iv) 華僑抗日軍: 1942年2月結成。指導者林志民、黄成芬。数百人。国民党系。

(v) 136部隊: 1944年4月正式結成。本部ニューデリー、後カンディ (スリランカ)。活動開始は1942年初。マラヤ分隊華人班の司令官は林謀盛 (Lim Bo Seng) 少将。副司令官は莊惠泉大佐。

(vi) 洪門ゲリラ隊: 秘密結社。小組織。一部は(iv)に吸収された。

1942年2月20日付『朝日新聞』夕刊は、「華僑義勇軍団長逮捕」の見出しの下に、「18日正午……マレー義勇軍 (ストレイツ・セツルメント・ボランティア・フォース——原注) 中の華僑軍団長葉炳 (正しくは平——引用者。以下、特に断わらない限りかっこ内は引用者の注) 玉以下5名および……曾紀宸(辰)ほか1名を逮捕した」と報じている。A9は「授英義勇軍華僑部隊長葉丙玉等……〇〇余名を処分」(342ページ)、A8は「馬來義勇軍中の華僑軍団長葉炳玉以下5名……拘留」(142ページ)、A13は「華僑義勇軍長葉炳玉を初め不逞の徒を檢舉、嚴重に処分」(336ページ)と報じている。C6によれば、1942年2月24日付『昭南日報』も「義勇隊長葉炳玉」の処刑を伝えている(440ページ)。葉平玉が戦後著した自伝によれば、葉は2月17日に逮捕されて拷問を受けたが2週間後に釈放され、「昭南華僑銀行合同委員会 JBSC B」事務局長の任を与えられたという。日本軍は、葉の義勇軍が星洲華僑義勇軍でないことをいずれかの段階で知って葉を釈放したのであろうが、その後も処刑説が流れたのは、当時両軍の混同がかなり一般的だったことを物語る。恐らくそのために、華僑中隊隊員の多くが検証で拘引され、二度と帰らなかつた(D3. 55~61ページ)。

日本軍は「英政府義勇軍参加者は手を挙げよ。検証を免除して引続き徴用する」と呼びかけ、名乗り出た者を処刑した、との証言(C1. 62ページ、㊸28ページ)もある。「英政府義勇軍」は両様にとれるが、どちらかといえば華僑中隊を指すと受け取られたのではないか。

戦後の日本側出版物には華僑中隊も葉隊長もほとんど取り上げられておらず、戦中の出版物の上記の箇所は解釈不能として言わば無視されている。この影響か、C6の訳書たる㊸は「抗日義勇(軍)隊長葉炳(平)玉」(19, 27ページ)と両者を混同してしまった。これでは葉がなぜ処刑を免れ得たのか分からなくなってしまう。なお葉は戦後、海峡華僑英国協会臨時会長、ダンロブ・パイナル社取締役、崇僑銀行 (Chung Kiaw Bank) 取締役を務め、1982年に亡くなった。

華僑対策の第一線にあった篠崎護氏はB9で「華僑抗日義勇軍の幹部、林謀盛、荏(莊)惠泉、李金泉、林慶

年……」(168ページ)と述べている。また、マ共取締りの責任者だった大西覚氏はB11で義勇軍とダルフォースとを別組織とし、林、莊を「義勇軍幹部」とする(83, 84ページ)一方、「ダル戦闘隊(136部隊——原注)の隊長(註) 恵泉大佐(林謀盛の後任——原注)」と記している。華僑義勇軍は、星洲華僑抗敵動員総会(主席陳嘉庚[Tan Kah Kee])民衆武装部(1941年12月31日設立。主任林江石[マ共]、副主任黄志潔(註¹)、王吉士(註²)〔ともに国民党〕)の下に創設されたものである。林謀盛、莊恵泉、林慶年はいずれも上記「動員総会」勞工服務部に属し(林謀盛主任、莊副主任)、民衆武装部にも、したがって義勇軍にも入っていない。また蔡史君女史に問い合わせたところ(1986年9月11日)、李金泉も義勇軍隊員ではなかった。

この誤りはその後さらに増幅され、B14では義勇軍と136部隊とを同一視し、②では林謀盛を「華僑抗日義勇軍 Dalforce」隊長にしてしまった(99~115~ページ)。①も林、莊らを義勇軍幹部としている(153, 154ページ)。ちなみに、義勇軍の真の指導者林江石はマ共書記長ライテク(日本側のスパイだった)の通報で1942年4月14日に逮捕され、40余日後に拷問死した(C3. 435ページ)。胡鉄君副司令官はマレー半島奥地に逃れて占領期中潜伏を続けた(C6. 225, 226ページ)。

マラヤ軍政研究で最もすぐれた業績をあげられた明石陽至教授でさえ、「共産党軍というのはマレー抗日義勇軍という」「共産党の生き残りが主力となって、抗日マレー義勇軍というのをこしらえた」(B13. 16ページ)と(ii)~(iv)を混同して新名称の軍隊を創出しておられるほどだから、他の混乱はやむを得ないのかも知れない。

2. 肅清計画とその立案者

大西氏は「山下(奉文)軍司令官も承認し、軍の掃蕩作戦命令として発令されたもので、当時軍参謀長(鈴木宗作中将)以下の幕僚にも異論はなかったのであるが、多分に辻(政信)の強行(硬)意見に引廻された嫌いがある。辻がこの事件の発案者であり張本人であることは、おそらく間違いはなからう」(B11. 138ページ)、「この肅清命令の起案者は朝枝繁春作戦参謀で、これに辻は盲判を押したと、辻参謀は語った由である。もしそれが事実なら、辻が朝枝に命じ起草させたものと考えざるを得ない」(B11. 77, 78ページ)と述べている。山下発令説は当然として、辻首謀説も、B6に引用されたいくつかの証言(17ページ)からして正確であろう。ただ

しいずれも推測や伝聞で、直接の確証はない。

中島氏は①で、自らの手になる確証「発掘」を誇示しようとするためか、「戦時中はマレーのクアラルンプールに在住していたところを日本軍に徴用され、軍司令部付きの通訳や華字翻訳などの仕事をあてがわれた」(79ページ)劉果因氏の「証言」を数ページにわたって引用している。以下その柱である。

中島氏は劉氏から、「軍司令部で山下奉文や辻政信が『シンガポールの華僑は皆殺しだ。……南洋から華僑を追い出せ』と命令しているのを何度も耳にした」(この部分はソデ=カバー裏にも引用されている)、「目の前で、山下自身が『華僑なんか皆殺しにしろ』と何度も口にしながら聞いた」、「朝枝繁春という参謀も熱心な華僑肅清者でした」との「証言」を得て、「華僑肅清計画が山下奉文みずからの発想に負うところが少なくないと判断していた矢先ではあったが、やはりこう面とむかって断定されると、驚かないわけにはいかなかった」と記す。さらに中島氏が、肅清を強行させた「一部の激越な参謀」(B4. 271ページにある表現。著者藤原岩市は中島氏の問いに対し、その名を明らかにすることを拒んだという)に心当りはないか、と聞くと、劉氏は「それは辻政信のことでしょう。華僑肅清計画の青写真を描いたのが彼であることははっきりしています」と答えたという。次いで劉氏は本棚からノートを取出し、2代目軍政部長渡辺渡大佐が華僑指導者を集めて演説した時「劉氏自身が出席して書き取った」という「筆記録」を見せて、その場で訳してくれたという。1942年3月20日の日付もあった由である。演説は「日本はシンガポール華僑の半分を肅清する(焼き殺すなどの案あり)予定だったが、天皇陛下の憐れみで数だけは減らした。この恩義を忘れるな」との内容だった(79~84ページ)。

軍中樞にいた高官は今はなく、かれらから直接の証言を得ることはできない。徴用された通訳としてではあるが軍中樞に近づき得た人物の証言は、第1級の価値をもつ。そのためにこそ劉証言はわざわざソデにまで特筆大書されたのであろう。

実は、中島氏のこの書を筆者に紹介してくれたのは、当の劉氏その人である。この時(1985年夏)劉氏は、「言いもしないことを『証言』として並べたてられた」と憤りに唇をふるわせていた。劉氏は、筆名劉寶儀(正しくは劉儀寶)でC6に寄せた手記(528~533ページ)

から明らかなように、ペラ州カンパール（Kampar）に住んでいたが開戦でビドール（Bidor）の友人宅に避難し、そこから通訳としてイポーに駆り出されて、以後終戦まで同地の憲兵隊で通訳をさせられていた。占領下でシンガポールに行ったことも、同地の第25軍司令部で働いたこともなく、ましてや山下、辻、渡辺に会ってその「人となり」を観察しその演説を記録にとどめる機会などなかった。劉氏自身その手記を「通訳とはいっても敵性華僑であり、未決囚に等しかった。占領期にイポーで何が起こったか（手記はイポーでの肅清の様子を述べている）も、直接体験したこと以外は分からない」と結んでいる。イポーについてさえ占領期の状況のほんの一端しか分からない、と述べているのである。ましてや縁もゆかりもないシンガポールの軍中枢の様子が、劉氏の口について出るはずがない。ついでながら、中島氏が「可能なかぎりに伝を求めて追求した」（92ページ）がどうしても消息をつかめなかったという『体験記』こそ、まさにC6なのである。

筆者のこうした指摘に対し中島氏は、渡辺演説についてのみ、「実は自分が携行した『南洋商報』の切り抜きを、劉氏が目の前で訳してくれたものだ」と述べた（1986年9月8日）。「劉氏自身が出席して書き取ったもの」（83ページ）という虚偽は認めざるを得なかったのである。

八方手を尽して調べたところ、この渡辺演説はシンガポールの月刊誌『南洋文摘』（南洋文摘出版社 第4巻第11期 1963年11月）に見出すことができた。同誌は主要な新聞記事を摘録した雑誌で、問題の箇所は「史話・検証惨史」と題された小論のなかにある。

また、ほぼ同内容の渡辺演説が、「総務室書記高瀬」が代読したものとして、同誌第6巻第1期（1965年1月）に載っている（鄭文輝「日軍侵馬史略」。原載は『民報』）。渡辺の肩書はいずれも「日軍部」としかない。

「検証惨史」は中島氏が2カ所（52～53、78ページ）にわたって引用し第1章の表題にまで冠しているものである。つまり中島氏は、この記事の一部をそのまま（ここにも作為があるらしいことは後述）用い、一部に自ら探り当てた新証言の装いをこらしたことになる。ただ奇妙なことに、中島氏の言う1963年6月27日付『南洋商報』には、「検証惨史」という記事はない。『南洋文摘』にも原載紙名がなく、隣接の関連論文末尾に（星洲日報）とあるから、「検証惨史」も『星洲日報』に載ったのかも知れないが、今は確認の術がない。

ところで、ひるがえって考えてみれば、山下、辻、朝枝などの「肅清」首謀は、従来の日本側、現地側文献から十分に推測のつくことがらである。

上記の「劉証言」は、内容からすれば、この推測を裏付けるものでしかない。しかし結果的には、中島氏自らが捏造した「劉証言」には、推測を史実に転ずるだけの重みが与えられる。こうした手法は、歴史探求者として守るべき一線をはるかに越えていると言うしかない。

劉証言のもう一つの要諦は『華僑肅清計画書』である。中島氏は「劉氏は私に重大な発言をしたのである。『華僑肅清計画書』というのを自分も見たというのである」（79ページ。この部分もソデに採録）、「『実は私自身“華僑肅清計画書”というのをこの目で見ましたよ』と重大発言……」（92ページ）と驚嘆の声をあげている。劉氏がこのような機密文書を見る立場になく、またこのような発言をする空想力もないことは、先に記したとおりである。劉氏によれば、実際は、中島氏が「大虐殺に関係した軍人に会った」と言うので「シンガポール占領後同地華人を皆殺しにする計画があったと、イポーの憲兵がふと漏らしたことがあったが、本当か」と聞くと、中島氏は「確かにあった」と答えたのだという（劉氏の1986年9月24日付の筆者宛書簡）。ここは、劉氏が聞き、中島氏が関係軍人証言をもとに答える立場だったのである。「イポーの憲兵がこのように言っていた」という事実を証言として記すのが歴史探求者の任務であって、ここから『華僑肅清計画書』を創作することは小説家の作業である。

シンガポール占領前から軍部が華僑肅清を計画していたことは、多くの関係者が記している。たとえば大西氏は「軍としては、既にシンガポール攻略前からこの企図があった」（B11. 68ページ）、「シンガポール攻略前、第25軍憲兵隊長大石（正幸）中佐はクルアン（ジョホール州）において、軍参謀長……より、『軍はシンガポール占領後、華僑の肅清を考えているから、相応の憲兵を用意せよ』との指示を受けた」（B10. 975ページ）と述べている（傍点は引用者。以下同様）。計画していたことは分かるが、「計画書」があったか否かは分からない。

中島氏は「肅清計画」に触れた（④41, 47, 70～73ページ）後、突然『華僑肅清計画書』という秘密の原本が湮滅し（74ページ）と「計画書」に言及し、大西氏が1947年の軍事法廷で「軍司令部に『華僑肅清計画書』という最高機密があったことを証言した」との1962年8月15日付『南洋商報』の記事を引用している（74～75ペー

ジ)。ところが、同日の『南洋商報』をいくら調べても、このような報道は載っていない。C6にある大西証言にも「計画書」への言及はない(891ページ。原載は『南洋商報』1947年3月26日)。

中島氏は「幻の『華僑肅清計画書』」と題する一節(④92~95ページ)のなかでも、「1947年3月に行なわれた戦犯裁判で、この『華僑肅清計画書』の内容が尋問されたとき、計画のなかにあった肅清の対象者が、ほぼ次のように決められていたことが明らかにされた」として、「マレー(マラヤ)在住5年未満のもの」「海南島出身者」「抗日義勇軍」など7項目を挙げている。同書掲載の裁判記録によれば、これは河村参郎被告(中将。昭南警備隊司令官)が陳述のさい示した「作戦命令のなかにあった五つのカテゴリー」を指すものであろう(他の2項目は中島氏が「検証地区によって適宜加味され」として付け加えたもの。228ページ)。これはまた、パーセルが「肅清対象とされた」としてあげている9項目(他に陳嘉庚信奉者、入墨のある者。D2. 33, 34ページ)とも、大西氏が2月18日に大石隊長より受けたという「検問実施命令」の「対象」(B11. 69, 70ページ)ともほぼ一致する。

筆者が「計画書」の有無を大西氏に問いあわせたところ、次のような返答(1986年11月25日付)を戴いた。

肅清命令を受けた際計画書はありませんでした。また命令原案や計画書を作成するのは作戦参謀の任でせうが、あの作戦控惚のさ中、詳細な計画書を作る余裕はなく、常識で考えても詳細な計画書があったとは考えられません。

肅清命令を受けた際命令のみであったので大石隊長以下実施要領を検討して決定した(B11. 70, 71ページ参照)のでありまして、この時詳細な計画書があればそれに従うのは当然であります、なかったから検討した……。

「計画書」は、存在したものが「湮滅」し今や「幻」となったのではなく、そもそも作成されなかったと見るしかない。存在したのは、辻か朝枝かが起草し山下以下の司令部が承認した「肅清命令」だったろう。それは、華僑大量処刑自体を至上目的とする、きわめて杜撰なものだった。「検証」に住民を狩り集める口実、方法も区々だったし(③32~35ページ参照)、処刑者選別規準も滅茶苦茶でほとんどないに等しかったことは、あらゆる文献が指摘している(特に③13, 18, 69ページ, C6.

879ページ参照)。用意周到な計画があれば起こり得ないことである。

最も確実な規準は「名簿」だったが、当初は「イポーニ於テ入手セル『抗日華僑名簿』ヲ中心トシテ、探偵局資料名簿、警察署犯人名簿、救出在留邦人ノ申立等ヲ参考トシ、2月17日ヨリ20日ニ至ル4日間ニ」(③327ページ)、あるいは2月20日のたった1日で(A9. 341ページ)言わば泥縄式に作成したものしかなかった。「抗敵総動員(動員総会)名簿、義勇軍編成表、重慶献金者名簿など、的確な資料」が肅清担当者の手に渡ったのは第1次検証が終わったあとだったのである(B11. 145ページ, B13. 4ページ)。「第1回の集団検挙の大雑把な検問とは違って、第2回以後は資料に基づいた指名検挙で、名簿に名のあった有力者は殆んど逮捕された」(B9. 51ページ)。最大規模の第1回検証には、「的確な資料」、つまり抗日諸団体自身が作成した重要な名簿は間に合わず、主にスパイの告発に基づく不正確な名簿を利用したにすぎないのである。「計画書」を作成するほど用意周到であれば、このような事態は起こり得なかったろう。真に抗日分子を肅清しようとしたのでなく、抗日運動への報復と爾後の見せしめのために、「シンガポールの人口を半分にしよう」(B11. 75ページにある辻の言葉。これは先の渡辺演説とも符合する)といった衝動的な計画をたて杜撰な命令を起草したのであろう。

以上のように、「計画書」はなかったと考えるのが自然である。中島氏は、計画があったからには計画書もあったに違いないと推断し、自ら作り上げた「劉証言」と、「計画書」を關入させた「法廷記録」とで、これを裏付けたのである。これが歴史探求者に許されない手法であることは論をまたない。

大西氏は、辻ら首唱者の非をとがめると同時に、それを制止しなかった軍首脳への責任をも問うている(B11. 92ページ)。責任は荷担者全員が免れ得ないであろうが、日本軍の責任ということ以前に、指摘しておかねばならない点がある。

彼等(マラヤ華僑)は南洋華僑のうちで最も反日的であり、彼等の悪らつな排日運動の為に今までどれだけの日本人が苦しめられたことか……。彼等は今まで罪業を我々の前にひざまずいて詫びなければならぬ。重慶(国民党政府)の対日戦争資金が彼等から主として送られ、そのために支那事変は何時果つともなく続き、我々の同胞は散って行つたのだ。それに彼等はマレーの地理的条件を利用し、……我々に取って

その罪万死に値するものである。しかるに我々はいま……如何なる1人にも銃を向けてゐないのだ。彼等はしかし、日本軍の……限りなき温情に甘え切って過去の罪業をてんとして恥ぢない……。彼等が……日本の有する支配の權威に対して……心服を持つに至るまで、彼等を「敵」として取扱わなければならない。……戦線が進んで行くにつれてこの考えは多くの人々の同意を勝ち得た (A3. 184, 185ページ)。

絶対に笑わぬ彼等(華僑)、その眼にはたとえ様もない陰険さがかくされている。……生まれながらにして陰険なものを持ってゐるのではなからうか。シンガポール陥落2日目、……華僑は1人残らず検問された。……若しこの検問検索が行われなかったとしたら、シンガポール陥落ののち数日を出ないうちに市内はテロの横行に悩んだことであろう。……嚴重なる「裁判」は今後久しきに亘って行われなければならない(同192~194ページ)。

マレーにおけるあらゆる敵の中で彼ら(華僑)がもっとも陰険であり、「見えざる敵」として我々は一番憎んでいた(A2. 168ページ)。

日本はいま前面に立ち塞がった凡ゆる敵を敗北せしめてしまった。しかし……彼等(華僑)に対する第二の殲滅戦が行はれなければならない(同173ページ)。

(華僑については)此(八紘一字の)聖業に翼賛するものはこれを優容し、翼賛せざるものは……之に天誅を加ふべきである(A6. 220ページ)。

A2, 3の著者は従軍記者、A6の著者は学者である。華僑への憎しみをたぎらせその嚴重処分、大量処刑を求めたのは、独り軍人のみではなかったのである。特定民族への憎悪が戦争を呼び、そして戦争が憎悪を一層あおりたてた。人間の理性、良心は、自ら造り出した憎悪の坩堝の中で完全に麻痺してしまう。戦争の恐怖は、まさにそこにある。

血を嫌う国民性、和を尊ぶ伝統、枯淡・静謐を愛する典雅さなど、日本人が日本人自身の性格について抱く漠然とした共通認識、そのうえに成り立つ日本民族平和主義者論(注3)は、戦争のなかであとかたもなく崩壊し去った。平和愛好を自任する民族であっても(そもそも、平和憎悪、戦争愛好を公言する民族など、古来存在したた

めしがなからうが)、一定の状況下においてたやすく好戦的民族に変じ得ることを、歴史は教えている。

3. 犠牲者数

日本軍が敗戦直後に作成した資料によれば、住民を根こそぎ狩り集めて「抗日分子」を摘出する作業、つまり検証は、2月21~23日、同28日~3月3日、3月末の3次にわたって実施された。それぞれ約5000名、1500名、300名が検証を受け、約2000名が釈放、約5000名が「嚴重処断」(処刑)されたという(③327, 328ページ)。布告などによって狩り出しが始まったのは2月18日(17日に始まった所もあった。『南洋文摘』第8巻第5期1967年5月)で、住民は3日間炎天下に放置されたあと生死を分ける選別台に乗せられたのである。

田中宏教授は上記の数字を「戦犯追及対策」(③328ページ)と指摘しているが、矮小化されたものであることは当時の日本文献からも明らかである。まず、一従軍記者が「1人残らず検問」と記したことは先に見た。これは抽象的な誇張表現としても、もう1人の従軍記者が「(2月)17日……40余万の華僑を……一斉収容……収容し終へたのは19日夜……。21, 2の両日昼夜兼行で、この40余万人の検問を行った」(A9. 341ページ)と記している。2, 3次を合わせれば、華僑住民のほとんど(特に成年男子)は検証に引き出されたことになる。

このうちどれほどが殺されたかについては、「科学的根拠」なるものはあり得ず、したがってさまざまな説が生まれている。詳細は蔡史君女史の小論(③59~71ページ)に記されているから、参照されたい。大別すれば、「数千人」という旧日本軍関係者の説と「数万人」というシンガポール側の説とがあつたと言えよう。そこに新たな一石を投じたのが中島氏である。

中島氏は、1万5000人前後が「ほぼ間違いのない数字」と結論を下したあと、この数字を裏付ける形で「1975年の取材で面識を得た李金泉氏は、戦後犠牲者の遺族会会長を長年務めたが、同氏の話によると(「同氏は」とすべきところ)『1962年から遺族会が独自の調査を行なった結果、その数は1万9000人である』と発言している」と、元136部隊幹部李氏の「証言」を引用している(④168ページ)。ところが蔡女史によれば、李氏は、中島氏に会った記憶はないし1万9000人という数字に言及したこともなく、個人としてはこの数倍だとみている、と語ったという(③72ページ)。他方、篠崎氏も「華僑遺族会の代表、荘恵泉大佐(1974年1月17日没——篠崎氏による)は……生前、陳嘉庚系の小学校長であつた王清海

氏を介し、遺族会の調べた犠牲者数は1万9000名であると私に申し入れて来た。現在、莊恵泉大佐の没後は、李金泉氏が遺家族代表となり……」(B9. 189ページ, B8. 12月号 164ページ)とほぼ同内容を記している。後述するように中島氏にはB9からの無断借用が多いのでここもその可能性が高いが、それはひとまずおいて、篠崎氏の書からまず再吟味してみたい。

(1) 篠崎氏への疑問

蔡女史に問い合わせたところ「『遺族会』は女性主体の組織で、莊も李氏も代表とか会長とかにはなっていない」とのことだった。ちなみに、1946年6月に結成された「新加坡華僑集休鳴冤委員会」の会長は鄭古悦で、莊は総務だった。莊死後李氏が総務になったという事実もない。

莊は検証による虐殺数を、1965年には10万(C6. 914ページ)、66年には「最も少く見て」5万(同959ページ)、70年にも10万(同902ページ)と述べている。「遺族会の調査」について言及した現地側の資料を、筆者は寡聞にして知らない。李氏が述べたように遺族会とは恐らく鳴冤会を指す(⑩72ページ)のだろうが、上の1966年の数字は、莊が同会総務として中華総商會に書き送った公開状(対日「血債」要求について)のなかにある。莊が同会の調査結果(1万9000人)に一切触れずに5万~10万と主張することがあり得るだろうか。万一、1970年以後の調査で1万9000という数字が本当に出たとしても、それは65年時点よりさらに厚い、時間という霧の壁にさえぎられた数字であって、莊が最も信を置く数字ではあり得なかったはずである。

また、莊の言葉を伝えたという「陳嘉庚系の……王清海氏」は、台北で出版されたB8の華文訳では単に「友人の王某」(C2. 239ページ)となっている。シンガポール華人の眼に触れさせたくない何物かがあったのだろうか。

(2) 中島氏への疑問

李金泉氏が、その存在すら知らない「遺族会」の調査に言及するはずはない。篠崎氏が莊の伝えた数字としてあげたものを、単に李氏の証言と置き換えただけと思えてならない。

中島氏はまた次のように李氏との出会いを感動を込めて綴っている。

1975年のシンガポール訪問時、私は数回に及ぶ取材拒否の挙句、ようやく李金泉氏(62歳——原注)に面談……この元「ダル・フォース」の幹部は、……ブキ

ティマ攻防戦を回想して、みずからは次のように語ってくれた。「あのブキティマ高地の戦闘は、それこそ日本兵の顔が指呼の間に見えるほど近接した白兵戦で、われわれは死物狂いで日本兵に銃弾を撃ち込んだ……われわれ抗日義勇軍がです。……われわれは少しも死を恐れなかった……(①153, 154ページ)。

まず、李氏は1916年生まれだから75年の訪問時には58歳か59歳だったはずだが、一層重要なことは、李氏はダルフォース(星洲華僑義勇軍)に加わっていなかったし、ましてやその幹部でなどなかったという点である。林謀盛以下の他の136部隊幹部も同様である。莊は「2月11日、日本軍がブキ・ティマに攻め入って(星洲)華僑義勇軍と激しい戦闘を繰り広げている時、(林)謀盛と我々の一行——林慶年……李金泉……私の12人——は11日に船にこがり込み、12日早朝シンガポールを離れた」(C6. 242ページ)と回想している。李氏自身も「大軍がブキ・ティマに達した時、我々反日同志10余人は、陥落2日前の早朝、大急ぎで出帆した」(C6. iページ)と記している。林、莊、李らは星洲華僑義勇軍に入っておらず、したがって戦闘参加の任務は与えられていなかったのである(この点、莊「私と林のシンガポール撤退」C6. 249~251ページも参照)。脱出は英軍司令部の命を奉じたものだった(C3. 379ページ)。義勇軍が13日に解散し、本物の幹部はそのあと潜行したことはすでに述べた。ブキ・ティマの戦闘に参加しなかったはずの李氏が、はたしてこのような証言を行なうであろうか。この点から見ても、1万9000人という「李証言」への疑念は、ますます深まるばかりである。

中島氏の役割は、結局、抗日運動幹部で戦後も名望家として知られる一華人自身の名で「1万9000人」を提示することによって、シンガポールの定説「5万人」を否定し去ることにあるのではないか。代わって同氏の所説「1万5000人」が、(同氏自身も根拠があるわけでない)と認めているにもかかわらず、「李証言」の後楯を得て盤石の重みを以て読者に迫るのである。現に今や日本では「1万5000人」が最も信頼し得る数字として研究者の間で通説化している、とさえ聞く。自説の展開は自由である。しかし自ら創作した「第1級証言」でその説を権威づけようとするのであれば、明らかに「自由」の範囲を越える。

もとより戦時における正確な虐殺者数を「科学的に」割り出すことなど不可能である。それを求めながら他方で「少ないほど厳密で正確だ」とする見方は、歴史を勝

手気ままにゆがめるものでしかない。

中島氏が数字を操作したと思われる箇所がもう一つある。先述の「検証惨史」の引用として「約500人ほどの住民がいたチョア・チョウ・カン(蔡厝港)」での集団虐殺を記している(①52, 53ページ)のだが、筆者が見た『南洋文摘』中の「検証惨史」(前出)では、これは「約1000人がいた文律(Burn Road?)」の事件となっている。また「子供が空中高くほうり上げられ、落ちてくるところを銃剣で串刺しにされた」とのくだりは、『南洋文摘』ではすぐ前段にコタ・ティンギでの惨劇として描かれている。中島氏のあつた資料には本当にこのように記録されていたのだろうか。それとも虐殺数を減らそうとする意図がここでも働いたのだろうか。中島氏の手許にある「1963年6月27日付『南洋商報』」を是非とも拝見したいものである。

ところで、検証数もしくは処刑数を示唆するものとして、1942年3月4日付『朝日新聞』およびA1(143ページ)の7万699人がしばしば引用される。両文献は数字の出所を明示していないが、従軍記者が戦後著したB3(108ページ)が同じ数字を「現地軍の発表」としており、軍当局自身のつかんだかなり正確なものとしてよからう。ところが、従来の引用者は重大な点を見過ごしたと思えてならない。それは、「2月28日から3月3日までの全島一斉検挙」による「検挙」者(『朝日新聞』)、「逮捕」者(A1)、あるいは「2月28日未明以来3日間」の「検挙」者(B3)と記されている点である。しかもA1では「2月18日以来華僑を数ヶ所の指定地域に収容し、市内の肅正をはかり、抗日華僑義勇軍馮喜(葉平玉のことか)大尉、……以下……南洋各属總會等の幹部を逮捕し徹底肅正を行ひ」との記述のあとにこの部分が続くのである。これはとりも直さず、7万人余が、2月28日からの第2次検証における逮捕もしくは検挙者数であることを示す。「このうちいわゆる 嚴重処分によって殺されたものの数は3000とも6000ともいわれ、ともかく数千名の多きに達したことは間ちがいない」(B3)とすれば、数倍の規模で行なわれた(40余万人というA9の数字を想起されたい)第1次検証では、3万人余が処刑されたことになるのではないか。第1次は信頼するに足る名簿もない無茶苦茶な肅清だったから、処刑者の比率はさらに高かったに違いない。

一方で第1次か2次か3次か、それとも総計かが不分明で、他方で収容(検証)か検挙(逮捕)か肅清か嚴重処分(処刑)かが錯綜しているから、単純には結論は出

せないが、上述のように、日本側資料が第1, 2, 3次あわせて3万数千~4万人の処刑を示唆していると解釈することも可能なのではなからうか。

(注1) C6. 631ページ(「新馬華人的敵後反抗」)。

(注2) 同上書 242ページ(註惠泉「新加坡淪陥前タ」)。(注1)、(注2)の文献は副主任としてそれぞれ1人の名をあげているだけだが、C3に「副主任2人(国民党員、名字不詳)」(377ページ)とあるので、両名を記した。

(注3) 「調和と共棲、すなわち『共存の哲学』こそ、日本民族が長い歴史の中で育ててきた生き方の基本であると思います」との中曾根首相の日本民族礼讃論(1986年初頭の施政方針演説。『朝日新聞』1986年1月27日夕刊による)に、今日もなお脈々と息づく日本民族平和主義者論の典型を見る思いがする。

II 華僑協会

中島氏は華僑協会の設立から5000万円献金に至る経緯について、「取材で会った」篠崎氏が「説明してくれた」としていくつかの「証言」を並べている(①84~88ページ)が、これはほとんどが篠崎氏のB9(58~70ページ)からの抜き書きとしか思われず、なかには「という噂も流れた」の箇所を削って断定にしてしまったところもある。再び歴史探求者にあるまじき手法と言しかない。

ところで中島氏は、篠崎氏の所説を疑問の余地なき客観的事実として扱っている。篠崎氏はある意味で華僑協会の生みの親だったから、同氏の説くところが最も権威ある証言となることは当然である。また同氏が当時置かれた厳しい状況のなかで華僑救済のために全力を尽されたことも事実であろうし、その点で筆者のような部外者に篠崎氏の行動を批評する資格はない。しかし、証言は証言者の立場を反映するものであって時として主観が入り得ることを、忘れてはなるまい。現に篠崎証言には、次のように現地側の証言とかなりくい違う点がある。

(1) 当時の南洋華僑最大の知識人、林文慶(Dr. Lim Boon Keng, 1869~1955)を華僑協会会長の座につかせるには、日本軍の林老夫妻への拷問・強迫があった(D1. 1ページ)というが、篠崎氏はこの点には触れていない。林が自らに割当てられた献金さえ払えずに(D1. 8ページ)、あるいは「シラフでは日本軍に利用されるから」と言って(D3. 67ページ)、酒びたりだったこと、にも言及がない。篠崎氏は、華僑は「こぞって協会に登

録した」(B9. 60ページ)としているが、『南洋文摘』第12巻第2期(1971年2月)には「献金集めなどにその社会的地位を利用するため、各種の酷刑、脅迫を用いて各界華僑指導者に『華僑協会』を組織させた」とある。

(2) 篠崎氏は、華僑協会設立は1942年2月末で、5000万^{ドル}献金は3月前半、「昭南」市政発足前に軍政部が決定し、各州の割当が決まったのは「天長節」(4月29日)前後だった。「昭南」の割当分は集まったが他は集まらず、締切りを何回も延ばして6月に集計した額は2800万^{ドル}だったとしている(B9. 58~67ページ)が、協会書記の陳育崧(Y. S. Tan)は、割当は3月初頭に決定され、最初の期限の3月末にはシンガポールが30^万、他はそれ以下しか集まらず、期限はまず4月25日に、次いで6月25日に延期されたとし(D1. 6~9ページ)、蔡女史は、3月16日に割当を定め、期限は4月20日、5月20日、6月20日と延ばされたとし記している(C7. 77~79ページ)。なお蔡女史は6月25日の山下奉文への献納式をも6月20日としているが、これは誤りである。

なぜ篠崎氏の言う割当決定時期だけ1~2カ月も遅いのだろうか。同氏は3月上旬に協会から手を引くよう激命された時、協会が強制献金の舞台になろうとは「夢想だにしなかった」という(62ページ)が、軍政下で出された文献も「(軍政当局は)3月匆々より(協会の)活動を許した」(A4. 296, 297ページ)、「協会の第1の具体的工作は……5000万元を皇軍に献納」することだった(A11. 271ページ)、と述べている。篠崎氏の協会結成と献金とは無関係という主観的意図(それが決定時期の繰下げとなっているのではないか)に関わりなく、軍中樞は当初から協会と献金とを結びつけていたと思えてならない。ペナンでは1941年12月19日に入城するとすぐ「華僑協会」結成を指令し(『南洋文摘』第6巻第1期1965年1月)、ジョホール州ムアール(Muar)では42年2月26日に対日協力のための「治安会」を組織させている(同)。華僑組織の結成も、軍中樞にとっては既定の方針だったのではなからうか。

(3) 篠崎氏は、華僑協会設立を快く認可した馬奈木敬信軍政部長(第25軍参謀副長)が1942年3月1日に転出させられたとし、華僑に対する同情が原因だったと示唆している。軍政部総務部長から昇格した後任の渡辺軍政部長(前出)とその輩下の高瀬通、黄堆金(Wee Twee Kim)とが献金工作の画策者だったことは戦後の現地文献からも確認できるが、はたして馬奈木は本当に華僑に同情的で献金とは無関係だったのだろうか。「検問中も、

……馬奈木敬信少将および辻参謀が、憲兵のやり方は手ぬるい、と現地を激励して廻った」との証言(B10. 979ページ)を無視することはできない。

馬奈木は1942年4月10日にボルネオ守備軍(44年9月「第37軍」に改編)参謀長としてサラワクのクチンに転じた。それまで第25軍参謀副長の任にあったわけだが、3月1日に軍政部長を解任された点については傍証がなく、逆に、より近い当事者の次のような証言がある。1942年3月6日にシンガポールに着任した憲兵大谷敬二郎氏(軍政監部総務部長、警務部長を歴任。⑥28, 61, 62ページ参照)が、「着任後2カ月もたったとき、渡辺総務部長」から「近くわたしが軍政部長になることになったので、総務部長は君に引きうけてもらいたい」と言われた、と記している(B7. 200ページ)のである。

また英字紙『昭南タイムズ』(Syonan Times)1942年3月12日には、「マラヤの新行政官」(New Administrative Heads in Malaya)の見出しのもとに、占領後1カ月足らずで整えられた軍政の陣容が記されているが、その劈頭は、

President of the Military Administration (軍政部長) : 馬奈木敬信

Vice President of the M. A. (副軍政部長) : 渡辺渡

Secretary of States (総務部長) : 渡辺渡

なのである。任命がいつなされたかは不明だが、この時点で馬奈木が軍政部長だったこと、つまり篠崎氏の「3月1日解任」説が事実にもとること、は否定しようがない。

馬奈木は4月10日まで軍政部長の任にあったのではないが、渡辺は当初から総務部長として華僑対策の実務をとりしきっていたのではないか、したがって馬奈木の転任は華僑への同情とは無縁だったのではないか、と思えてならない。

また、馬奈木はクチン着任後3カ月余りの7月26日、軍司令官(前田利為中将)の命令でサバ、サラワク、ブルネイから狩り出された華僑指導者を前に「過去5年間ニ於ケル華僑ノ反日行為……目ニ余ルモノアリ。……全財産ハ没収スベキモノナリ、……将来更ニ……生命ヲ奪スベキヤ……ハ一ニ軍司令官ニヨリ決定セラルル」と演説、さらに、「忠誠ヲ誓」うなら「生命ヲ保全」という軍司令官の「温情」に対して、「馬來半島ニ於ケルガ如ク国防献金」によって報いよ、とたたみかけた。華僑代表が承諾すると(承諾しなければ「嚴重処分」にな

ったろう), 馬奈木は、「当地ノ経済的ナ微弱性」を考慮して、マレー半島(250万人)の1人20ドルより低い1人15ドル、計(20万人)300万ドルがよかろうと述べ、「至当ナル」各州別割当をも示した。華僑代表はこれを「諒トシ誓ッテ此ノ目的ヲ達成センコトヲ申合」わせた(A12. 77~79ページ)。翌8月には、クチンの長老王長水(Ong Tiang Swee, 1864~1950。王其輝元連邦政府科学技術相の祖父)を会長とする「華僑協会」が結成されている(A5. 227ページ)。威嚇演説の内容といい献金の決め方といい、さらにはまた人望厚い長老を引っぱり出した点といい、何と「昭南華僑協会」「マレー華僑総協会設立」の経緯と似ていることであろうか。馬奈木もマラヤにおける献金工作に何らかの形で関与していた、と考えるのが自然ではなかろうか。それは、馬奈木が華僑に多少の同情を抱いていたと否とに関わりなく、軍中樞、いや軍全体が推し進めた巨大な圧政の歯車だったように思われる。

篠崎氏はまた、シンガポールに移った(1942年7月)南方軍の黒田重徳総参謀長が「馬奈木中將(少将から進級——原注)の所在を探していた」ところ、「余はクーチンに在り」の返電が届いた。黒田は激怒し、馬奈木は「すぐ仏印に飛ばされた」。黒田はこのあとマニラの第14軍司令官に転じたが、戦局緊迫で内地に帰り、第14軍は第14方面軍に格上げされて山下奉文が着任した、と記している(B9. 88ページ)。

黒田の総参謀長在任は1942年7月から43年5月までで、この間馬奈木はボルネオ守備軍参謀長だった。「クーチンに在」ったのは当然である。また馬奈木は、1945年2月中将進級とともに第2師団長となってサイゴンに赴任するまで、ずっと参謀長としてボルネオにあった(防衛庁防衛研究所波多野澄雄氏からの聴取り、およびB12. 344~347ページ)。他方、第14軍の方面軍への格上げは1944年7月で、このあと9月までの2カ月余、黒田は同軍司令官だった。

馬奈木の人情味、豪放磊落さ、異端性、反骨精神、黒田の柔弱さを示そうとするあまりの、事実誤認と思われる。馬奈木は常に軍の中樞にあつたのであり、3年4、5カ月での中将昇進(少将になったのは1941年10月)も通常の速さ(3~4年が普通)だったという(波多野氏による)。馬奈木を上述のような人物として描くことで、その華僑弾圧への関わりを否定し、ひいては設立初期の華僑協会を華僑保護機関としてのみ印象づけようとしたのだろうか。篠崎氏の協会設立の意図が華僑保護にあつ

たことは事実には違いない。しかし軍中樞がそれを認可した時、すでにしてその目的は全く別のところにあつたと思えてならない。この面で、篠崎氏の証言に全面的に依拠した曾野綾子女史の小説『地を潤すもの』(毎日新聞社 1976年)にも問題点が多いようだ。

III 支配者の認識と被支配者の認識

「昭南特別市」関係者の回想録⑥には、当時の施政についてかれらがどう考えているかが率直に語られているが、同じ事象が、占領軍を背景とする治者と常に生命の危険にさらされた被治者とは全く別の意味をもつ点について、理解が欠けているように思えてならない。以下、若干の例をあげる。

(1) 日本語教育。生徒の熱心さや日本人教官との「人間的交流」を回想する時(⑥194~213ページ)、母語教育を圧殺され日本語(しかも内容は、日本人以外の人格否定と「皇国」礼讃であった)を強制される者の心の痛みには配慮が及ばないように見える。

(2) エンダウ(Endau)等への疎開・入植事業。「食糧増産」より「戦禍からの逃避」が目的で、華僑協会が「初期建設資金100万ドルを拠出」するなど「全面協力」し、「市民は大きな信頼と感謝の念をもった」としている(⑥102~106ページ)が、実際には「拠金」は強制で1000万ドル以上になったし(⑥21ページ)、入植後は「米もなく病気が多くて、生活は耐え難かった」(『南洋文摘』第11巻第8期 1970年8月。E1. 58, 59ページも同様)という。

(3) 警察協助団。「警察に対する全市民の協力団体」で、これにより「人種間の相克は消え、彼我の理解と信頼感はずます深まった」と自賛している(⑥220~224ページ)が、市民の側から見ると「日本軍の蹄のもと」のいまわしい組織(⑥192~195ページ)で、市民を厳重な監視下におき、委員就任拒否は死刑につながるもの(『南洋文摘』第12巻第2期 1971年2月)であった。

(4) 米の確保。敗戦時、「米、塩、砂糖、衣類」などを漁船に積んで秘かに日本へ脱出させたり(⑥136ページ)、ジュロンの日本人収容所に「大量に持ちこんだ」りした(⑥300ページ)という。住民が食糧難にあえいでいた点は、どれほど考慮されていたのだろうか。

(5) 日本軍は皇紀や昭和の使用を強制した。「昭南市」の予算書に「年が皇紀で書いてあるのがお愛嬌……現地人職員が気を利かせてやった……」(⑥159ページ)との

見方は、使用を迫る有形無形の恐怖を理解していないものではなかろうか。

(6) 敗戦直後の8月末頃「中系対馬系」の暴動があり、これは「(日本)軍の偏頗な人種取扱いに対する鬱積した感情の爆発」だった(⑥239, 240ページ)という。1945年後半にはマレー半島でもマレー人と華僑との流血の衝突が頻発した。華人学者謝文慶(Cheah Boon Khe-
ng)は、「華人主体の人民抗日軍が、モスクで豚を殺すなどマレー人を侮辱したことに最大の原因がある」と書いている(D4. 195~240ページ)が、このようなマレー人侮辱は日本軍が抗日軍を装って行なったもので、マレー人、華僑が共同して日本軍に報復するのを防ぐためだった、との説(『南洋文摘』第11巻第8期 1970年8月)もある。証言の待たれる点である。

総じて「昭南市政」を担当した人々は、軍の圧政、暴政に対して市民を守った、という意識が強い。ある程度事実ではあろうが、シンガポールの人々にとって見れば、文民も「日本軍の植民地統治を補強し、以て『大東亜聖戦』を完遂させようとしたもの」でしかない(『南洋・星洲連合早報』1986年9月20日)。勝手に乗り込んで支配した点に変わりはないのである。

個々の文民に、いや特定の軍人に対してさえ、個人的な恩義を感じる人はいるであろう。しかしそれは、市政一般への恩義ではあるまい。1986年9月に「昭南市政会」一行がシンガポールに懐旧旅行を行なった際『南洋・星洲連合早報』の厳しい批判を受けた(この点、アジア経済研究所竹下秀邦氏のご教示による)のも、そのためだろう。

IV 戦争裁判

戦後マラヤに復帰したイギリス軍の手によって、虐殺、虐待事件などに関し戦犯裁判が行なわれた。これに対し、旧軍関係者から今なお強い批判が寄せられている。要点は次のように整理できよう。

- (1) 命令は統帥権に基づくものであって絶対服従しかないのに、執行者を処罰した。
- (2) 命令系統から見て責任のない者を処罰したり、容疑とは全く関係のない者を人違いで処罰した。
- (3) 誇張証言もしくは偽証に基づいて処罰した。
- (4) 上級者が罪を負わず、下級者が処罰された。
- (5) 被告に拷問、虐待が加えられた。
- (6) イギリスの威信を取り戻すための報復裁判だった。

た。

ここでこれらの批判の可否を論ずる資格は、筆者にはない。ただ、自分なりに判断材料を整理したいと思うだけである。

処刑された河村中将は遺書のなかで、シンガポールにおける華僑「処断」は「中央部の作戦計画」に責任があるのであって「山下將軍のために些か弁護したい」と述べている(B2. 167ページ)。「中央部」とは東条のみを指す言葉ではあるまい。上記(1)の立場からすれば、中央部にあって命令を策定した者、統帥権を握る最高権威者としてこれを認可・発令した者に最も重い刑罰が加えられなければならないのだろうが、事実はどうだったろうか。

肅清命令(これも「天皇陛下の命令」として下達される)は辻、朝枝が策定したものという。辻は1945年9月の降伏式の直後「現在の心境はあの月のように明鏡止水です。……戦犯としてとられることに……応じるつもりです」(B12. 535ページ)との言葉を残して逃亡し、裁判を免れた。「潜行三千里」の後、身の安全を確かめてから姿を現わした辻は、その回顧録のなかで「家を焼き、良民を殺して何の感状ぞや」(B1. 139ページ)、「秋の取入れを終わったばかりの山なす稲束が、家と共に無残に焼かれる光景、……噫々これが道義を標榜する皇軍の姿であろうか」(B1. 133ページ)、「無辜の良民をいたはり」(B1. 167ページ)、「憲兵に行き過ぎがあった事は、人一倍認識し、憤慨もした」(B1. 234ページ)と盛んに人間性、道義、人情、信義を強調している。虐殺された人々がこの本を見れば、はたして何と云うであろうか。

朝枝も行方不明になり(B9. 174ページ)、献金工作の推進者高瀬もベトナムに逃亡(C6. 882ページ)、献金の首謀者渡辺もなぜか裁判にはかけられなかった。

ペナンでも、1942年4月6、7日、10月15日の大粛清で3000人が逮捕され、うち2000人(訴状では1000人)が処刑、拷問、病気により死亡、51年の発掘で800~1000人の遺骨が確認されたという(C5. 46, 68ページ)が、当時の日本軍関係者は1000人死亡をあり得ないとしている(B5. 99~103ページ)。また、ペナン占領当初の大量虐殺の責任者(憲兵隊長)井野中尉は、「被害者遺族が元兇の名を知らなかったため」(C5. 54, 55ページ)か、「住民の氏名記憶が不十分なため」(B5. 93ページ)、戦後の裁判で起訴もされなかった。

(1)、(2)は真に責任ある者が裁かれていない、の意味で

ある。そこから導かれる論理的帰結は二つある。一つは裁判そのものが不当であること、二つは改めて真に責任ある者を裁くこと、である。ところが、関係者の論理は申し合わせたように前者に帰一している。

大量虐殺という恐るべき犯罪が行なわれたことは否定しようもない事実である。イギリスに裁判の資格がなく、またその裁判が不当なものだったとするなら、日本人自身が真の責任者を裁くのでなければ、虐殺行為そのものまで正当化されてしまうのでないか。ひるがえって日本の状況を考えてみよう。最高権威者を含む中央の最高指導層への責任追及は、多くの場合うやむやのうちに雲散霧消した。虐殺に直接責任がある現地軍指揮官も、何事もなかったように復権し、改めて裁くことは全くなかった。ここで「裁く」とは、死刑とか終身刑とかの意味ではない。罪を罪として批判すると同時にその罪を歴史のなかに位置づけ、以後、少なくとも政治的社会的指導者の地位（象徴的か実質的かを問わず）には復帰させないことである。二度と再び軍事大国への道を歩まず、また特定民族への憎悪をおり立てないことである。ところが、辻(国會議員在職中に再び行方不明になったが)のように、何らの悔悟、自省、謝罪の言葉もなく世に垂訓するような人物が、何と多かったことだろう。このような指導者の跋扈を許しておきながら、裁判を裁く資格があるのであろうか。

(3)の誇張、偽証も、なかにはあったかも知れない。しかし、おびただしい数の虐殺があった事実は拭い去れない。他の誰かはその誇張とされる事件に関与していたのではないか。つきつめれば(2)に通ずる批判と思われる。(4)は日本人内部の問題である。(5)は、戦争が人間の理性を麻痺させるもう一つの事例であり、いたたまれない気持ちになる。日本軍の拷問、虐待がイギリス軍のそれをはるかにしのぐ残酷なものだったこと、しかもその点に日本側関係者が一様に口を閉ざしていること、は私の心をさらに重くする。(6)独立後のマラヤ(マレーシア)政府なりシンガポール政府なりが裁けば正当なのだろうか。勝者が敗者を裁くのは不当だ、との論理からすれば、日本人自身が裁くのが最も筋がとおっていたのかも知れない。

む す び

歴史そのものは不動の事実の積み重ねであるが、人間がその個々の事実を正確に描くことは難しいし、まして

やその事実に関し万人の納得し得る客観的評価、解釈を加えることは至難の業である。

華僑粛清事件その他のシンガポール統治の実態については、日本側関係者の証言、評価、解釈と被統治者、被害者のそれとが大きく食い違っている。われわれ日本人が占領史をひもどこうとする場合、まず手許の日本人関係者の証言があくまでも事実を一側面から見たものにすぎないこと、軍勢力を背景とした支配者の眼には、同一の事象が被支配者の眼にどう映りどう意識されるか、現実にとれほどの深甚な影響を与えるかがとらえられないこと、を銘記すべきだろう。処刑が、処刑する側(人間性、理性の麻痺を強いられ、現実に多くがそれを失っていた)と処刑される側とのいずれに深刻・克明に記憶されるかにも、思いを致すべきではなかろうか。そして、現地側の証言を否定し去るのでなく、日本側証言とどこがどう異なっているか、その違いはなぜ、どこからくるかを分析することが必要であろう。その際、自分の推測にすぎないことがらを現地側の第1級証言に仕立て上げて、ゆるがし得ない不動の史実として提示するのは、自らの永年の労苦をも傷つける論外の暴挙と言うしかない。歴史探求に役立たないばかりか、それを歪め、無用の混乱を生み、日本人への不信感さえ再生・増幅させかねない。真摯な占領史探求が、引き続き日本人の手によってなされることを祈ってやまない。

参考文献(発行年次順)

- | | |
|-----|---|
| | A 戦中の日本語文献 |
| | B 戦後の日本語文献 |
| | C 華語文献 |
| | D 英語文献 |
| | E マレー語文献 |
| A 1 | 朝日新聞社中央調査会編『朝日東亜年報 1942年版』 1942年 |
| A 2 | 酒井寅吉『マレー戦記』 朝日新聞社 1942年 |
| A 3 | 酒井寅吉『マレーの民族』 興亜日本社 1942年 |
| A 4 | 内藤英雄『マレー新風土記』 南方出版社 1942年 |
| A 5 | 灘第9801部隊(ボルネオ守備軍司令部)『北「ボルネオ」軍政概要』 1942年 |
| A 6 | 根岸 侑『華僑襟記』 朝日新聞社 1942年 |
| A 7 | 文化奉公会編『陸軍報道班員手記 マレー電撃』 |

- 戦』大日本雄弁会講談社 1942年
- A 8 井出季和太『南方華僑論』中央公論社 1943年
- A 9 マライ軍宣伝班『マライ戦話集』朝日新聞社 1943年
- A10 林炳耀『ブキテマ』大新社 1943年
- A11 胡邁著 井田啓勝訳『華僑新生記』新紀元社 1944年
- A12 灘第9801部隊『北「ボルネオ」軍政概要』1944年
- A13 日本貿易振興協会『マライの資源と貿易』1944年
- B 1 辻 政信『亜細亜の共感——戦ひを通じて見た中国——』亜東書房 1950年
- B 2 河村参郎『13階段を上る』亜東書房 1952年
- B 3 田村吉雄編『秘録大東亜戦史 マレー、太平洋島嶼篇』富士書苑 1953年
- B 4 藤原岩市『F機関』原書房 1966年
- B 5 坂邦康編『史実記録 戦争裁判(英領地区)』東潮社 1967年
- B 6 『中国』編集部「血債 シンガポールの中国人虐殺事件」(『中国』1970年3月号)
- B 7 大谷敏二郎『憲兵——自伝的回想——』新人物往来社 1973年
- B 8 篠崎護『現代史の秘録 昭南特別市』(『諸君』1974年7月号~12月号)
- B 9 篠崎護『シンガポール占領秘録』原書房 1976年
- B10 全国憲友会連合会『日本憲兵正史』1976年
- B11 大西覚『秘録 昭南華僑肅清事件』金剛出版 1977年
- B12 上法快男編『元帥寺内寿一』芙蓉書房 1978年
- B13 東京大学教養学部国際関係論研究室「インタビュー記録 2 日本の軍政」1980年(質問者は明石陽至教授)
- B14 中島正人「高名反日家の心情」(『芸文春秋』1982年8月号)
- C 1 南洋華僑籌賑祖國難民總會編『大戦与南僑』シンガポール 南洋出版社 1947年
- C 2 篠崎護著 羅新桂訳『星洲日軍暴行録』台北 希代書版有限公司 1975年
- C 3 張奕善『東南亜研究論集』台北 台湾学生書局 1976年
- C 4 韓覚夫『記者生涯30年』ペナン 檳榔出版社 1978年
- C 5 韓覚夫『我当了編輯以後』ペナン 檳榔出版社 1979年
- C 6 許雲樵(原編者) 蔡史君(編集)『新馬華人抗日史料』シンガポール 文史出版 1984年
- C 7 蔡史君「戦時馬來亜的華人」(林水榛・駱静山編『馬來西亞華人史』クアラルンプール 馬來西亞留台校友會連合會 1984年)
- D 1 Tan, Y. S., "History of the Formation of the Oversea Chinese Association and the Extortion by J. M. A. of \$50,000,000 Military Contribution from the Chinese in Malaya," (『南洋学報』第3巻第1輯 1946年9月)
- D 2 Purcell, V., *The Chinese in Modern Malaya*, シンガポール, Eastern Universities Press, 1960年
- D 3 Yap Pheng Geck, *Scholar, Banker, Gentleman Soldier*, シンガポール, Times Books International, 1982年
- D 4 Cheah Boon Kheng, *Red Star over Malaya*, シンガポール, Singapore University Press, 1983年
- E 1 Ghazali B. Mayudin, *Johor: Semasa Pendudukan Jepun, 1942-45* [日本占領時代のジョホール], クアラルンプール, Jabatan Sejarah, Universiti Kebangsaan Malaysia [国民大学歴史学科], 1978年
- E 2 Wan Hashim Hj. Wan Teh 編, *Pejuang Gerila Force 136* [136部隊のゲリラ戦士], クアラルンプール, Biro Politik dan Pelajaran, Pergerakan Pemuda UMNO, Bahagian Grik [統一マレー国民組織グリク支部青年部政治教育局], 1984年 (アジア経済研究所海外調査員, 在クアラルンプール)